

【必読】庁舎等管理業務の委託に係る
競争入札参加者の資格審査(令和4年度定期審査)の概要

1 前回定期審査からの主な変更点

電子申請サービスの導入	「 ふじのくに電子申請サービス 」による申請書の作成、データ送信が可能となりました。(別途、紙での提出が必要です)
一部様式における押印の廃止	様式第1号(申請書)、様式第5号(役員等名簿)、様式第10号(変更届)における 実印の押印が不要となりました 。(委任状等、引き続き押印が必要な様式もあります)
委任のない支店の省略	様式第1号別紙に記入する支店(営業所)の範囲を、「 契約等の事務を委任する支店のみ 」としました。
一部様式(付票)の廃止	様式第2号付票1、付票2、付票3その1、付票3その2、付票4については、申請者の負担軽減のためこれを 廃止しました 。
その他様式の変更点	・様式第2号に 資本金 を記入する欄を設けました。 ・様式第6号の誓約事項に、 労働関係法令の遵守 に関する文言を追加しました。
資格者名簿の公開について	これまで、資格者名簿は基本的に公開せず、公文書開示請求による閲覧、複写の交付のみとしていましたが、 今回の定期審査分 からインターネット上に公開します。(変更があった場合も随時更新)

2 「ふじのくに電子申請サービス」の利用について

今回の定期審査から、電子申請サービスによる申請書の作成およびデータ送信が可能となりました。名簿内容の正確性を高めるため、電子申請サービスの利用に御協力をお願いします。

電子申請のメリット	・web ブラウザ上に表示される項目を順に入力していけば申請書及び営業概要書が作成できるため、 作成作業が容易となります 。 ・内容の不備があった場合の差戻し、修正、再提出がシステム上で完結するため、 やりとりがスムーズになります 。 ・システムに入力し、提出したデータがそのまま名簿に掲載されるため、審査者側の人為的ミスによる 名簿の誤りが起きにくくなります 。
注意点	・システムの利用には、利用者登録が必要です。 ・システムによって作成、データ送信した申請書は、 別途 PDF 出力のうえ紙に印刷し、その他の必要書類とともに郵送もしくは持参にて提出する必要があります 。(システム上では申請が完結しません。)

※その他、詳しくは電子申請マニュアルを御覧ください。